

京丹後市の空家所有者の皆様へ

家具家財処分に係る補助金(空家等利活用推進事業補助金)のご案内

京丹後市の空家利活用を促進するため、家具家財処分に係る経費を支援します。
予算がなくなり次第受付を終了します。お早めに申請ください。

空家等とは 住居その他の使用がなされていない又は使用がなされなくなることが見込まれる一戸建ての住宅であって、専ら人の居住の用に供する家屋又はその一部を人の居住の用に供する家屋のこと

定住空家情報バンク(空家バンク)とは

市内の空家(売買物件・賃貸物件)情報を提供する Web サイト (<https://kyotango-akiya.jp/>)

※物件の登録にあたっては、市と「京丹後市定住空家情報バンクの運営に関する協定」を結んでいる宅地建物取引業者に直接お申込みください

**補助金概要**

【補助対象となる空家等】以下のすべてにあてはまる空家等

- ①申請年度の4月1日以後に空家バンクに登録されたもの又は申請日から1年を経過する日までに空家バンクに登録予定のもの
 - ②空家バンクに登録された日から1年を経過する日(契約の成立により抹消される場合は当該抹消の日)まで継続して登録される見込みがあるもの
- ※宅地建物取引業者が専らその業を行うために所有する空家等を除く

【補助対象者】以下のすべてにあてはまる空家等の所有者

- ①市と「京丹後市定住空家情報バンクの運営に関する協定」を締結している宅地建物取引業者と、売買又は賃貸に係る媒介契約を締結し、又は締結する予定であること
- ②市税等を滞納していないこと
- ③暴力団員等でないこと

【補助対象経費】空家等内の家財等の撤去、廃棄、それらに付随する清掃に要する経費

【補助金額】補助率1/2(千円未満切り捨て)、補助上限額5万円

※補助金の交付は、空家等1軒につき1回

申請手続き